

意見書

平成25年8月9日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 530-6116
(ふりがな) おおさかし きたく なかのしま 3ちようめ3ばん23ごう
住 所 大阪市北区中之島3丁目3番23号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ けい・おぶていこむ
氏 名 株式会社 ケイ・オプティコム
だいひようとりしまりやくしゃちよう ふじの たかお
代表取締役社長 藤野 隆雄

連絡先

電話番号
電子メールアドレス

「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」改正案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

二種指定ガイドライン改正案における意見対象箇所	意見
<p>第5 事業者間協議における留意事項 (1) 接続料の水準</p> <p>ア 接続料の水準については、法第34条第3項第4号の規定により、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものではないことが求められる。</p> <p>イ 事業者間協議において接続料の水準が争点となった場合には、算定方法と代入すべきデータに議論を峻別した上で、前者については、第3に示す考え方を踏まえつつ、例えば、両当事者から案を提示し、その合理性を検証し、後者については、可能な限り情報開示することが適当である。</p>	<p>先般、「『モバイル接続料算定に係る研究会』報告書(案)に対する意見募集(平成25年2月25日)」において、次の意見を述べさせていただいたところです。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○MVNOが各MNOのネットワーク性能・品質と接続料を比較検討した上で、接続先MNOを適正に選定できるよう、MNOに対して次の点を義務付けるべき <ul style="list-style-type: none"> ● 各MNOともに統一的な基準の下で、自社のネットワーク性能・品質に関する情報※を整理する ※設計思想・増強ポリシー、ネットワーク品質仕様・設計値、エリアカバー率 等 ● 接続協議するMVNOに対し、その情報を開示する ○意見の背景にある問題意識は次のとおり <ul style="list-style-type: none"> ● MVNOが、接続料水準の適正性確認や接続先の比較選定を進めるにあたって、各MNOのネットワーク性能・品質に関する情報が必要となるが、それは十分に公開されていない ● 一部公開されている情報が存在するものの、各社の独自基準により導き出されたものであるため、MVNOは比較検討にこの情報を用いることができない <p>MNOとMVNOには、上記のような情報格差が存在し、これが事業者間協議における両者間の交渉力格差につながる恐れがある中、MNOの情報開示の必要性については、「第5-1-1イ」の記述のみで、努力を促す程度に留まっています。</p> <p>そのため、本ガイドラインへ「事業者間協議においてMNOがMVNOへ最低限開示すべき情報」を明示するとともに、<u>「MNOからMVNOへその情報開示を義務付ける」ことを要望します。</u></p>

二種指定ガイドライン改正案における意見対象箇所	意見
<p data-bbox="91 156 241 185">第6 その他</p> <p data-bbox="91 252 719 379">総務省は、接続料の算定方法等に係る考え方の一層の明確化を図っていく観点から、今後、必要に応じてガイドラインの見直しを行っていくこととする。</p>	<p data-bbox="745 156 2141 379">平成25年6月に取りまとめられた「モバイル接続料算定に係る研究会報告書」では、モバイル市場の競争環境について、『世界最高レベルの通信インフラの整備のためには成長分野であるモバイル分野を活性化することが重要であり、そのためには、モバイル市場の競争環境を整備して公正競争を確保し、低廉かつ多様なサービスを実現することが重要である。とりわけ、携帯電話市場が寡占的な状態にあることを踏まえれば、MVNOの市場参入促進や競争環境の整備が重要である。』とされています。</p> <p data-bbox="745 395 2141 523">MVNOの事業環境を一層整備し、モバイル市場における公正な競争環境を整備するためには、特に、データ接続料の算定における適正性、検証可能性及び公平性の確保が急務であることから、「<u>モバイル接続料算定に係る研究会報告書</u>」において課題とされた次の事項について、早急に検討を進めていただくことを強く要望します。</p> <p data-bbox="745 587 1037 616">(1) データ接続料の需要</p> <ul data-bbox="775 635 2141 858" style="list-style-type: none"> ● データ接続料の需要は「総帯域幅」とされているが、その解釈は必ずしも明確ではなく、携帯電話事業者によって考え方が異なっており、整理が必要である。 ● 従来、「全基地局の伝送容量の総和」を用いる考え方と「全ISP側装置の伝送容量の総和」を用いる考え方を始め、両者の中間的な値を用いる考え方等、複数の考え方が存在してきたところである。それぞれの考え方の適否を判断するに当たっては、更に詳細な検討が必要と考えられる。 <p data-bbox="745 922 1122 951">(2) データ接続料の接続料原価</p> <ul data-bbox="775 970 2141 1289" style="list-style-type: none"> ● 設備余裕に係るコストについても、その性質を整理・区分し、それぞれについてMVNOの受益を分析することが適当である。 ● 移動体通信ネットワークの特性に起因する設備余裕に係るコストについては、例えば標準的なサービス品質の観点を踏まえた必要帯域幅に係る考え方の検討など、具体的な算定方法について検討を深めることが適当である。 ● 非効率的な投資に係る設備余裕はどの程度存在するのか、非効率的な投資は具体的にどう把握すればよいのかなど、非効率的な投資に係る考え方について検討を深めることが必要であり、現時点での導入は時期尚早と考えられる。

二種指定ガイドライン改正案における意見対象箇所	意見
<p>第6 その他</p> <p>総務省は、接続料の算定方法等に係る考え方の一層の明確化を図っていく観点から、今後、必要に応じてガイドラインの見直しを行っていくこととする。</p>	<p>(3) データ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 前年度の実績値に替えて当年度の実績値を用いることにより、MVNOの競争環境を整備することが望ましい。 ● 総務省において、当年度の実績値を用いた算定の早期の導入に向け、例えば、接続料が上昇する状況において当年度の実績値による接続料の算定を行うことの適否といった課題について早急に検討を進めることが望ましい。 ● 当年度の実績値に係る予測を行い、その予測値を用いて暫定的に接続料を設定する場合、その値の必要精度、予測値の算定に係るコスト、実績値確定後に実績値を基礎とした接続料と予測値を基礎とした接続料の乖離額の調整を行うことの適否、といった課題が考えられる。総務省においては、こうした課題について慎重に検討を行い、予測値を用いて暫定的に接続料を設定することの可否について検討を行うことが望ましい。また、関係事業者はその検討に積極的に協力することが望ましい。 <p>(4) 暫定値を用いたデータ接続料の月次精算について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● MNOは、接続料が大幅に低下することが合理的に予測される場合は、暫定値として、前年度の接続料に替えて合理的な予測に基づき算定した予測額を用いることによってMVNOにキャッシュフローの面で過大な負担が課されないよう方策を講じることが望ましい。 ● 暫定値と確定値との差額の規模によっては、MVNOの経営に大きな影響を与えることが考えられることから、その規模の縮小に努めることが望ましい。 <p>なお、上記の検討課題のうち、特に、「(3) データ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度」に関する課題については、MNOと比較してMVNOが現時点では競争上圧倒的に不利な状況に置かれていることから、課題解決の上で、極力早期にガイドラインの見直しを実施いただくことを要望します。</p> <p>また、今後の検討を深めるにあたっては、MVNO各社の意見を幅広く聞きつつ、審議会や接続委員会等の公の場で議論いただくことが重要です。その上で、本ガイドラインに基づく事業者間協議ではMNOとMVNO間の合意形成がなされず、<u>データ接続料算定の適正性・公平性の確保が不十分となる場合には、現行の二種指定制度を一種指定制度並みに厳正化すべきであり、本ガイドラインを格上げ(法制度化)することも視野に入れて取り組んでいただくことを要望します。</u></p>

二種指定ガイドライン改正案における意見対象箇所	意見
<p>別表第2</p> <p>様式2 ステップ2及び3におけるコストの分計(音声 接続機能)(単位:円) (略) (注)営業コストを接続料原価に算入した場合は、その費用ごとに設備の安定的な運用又は効率的な展開に必要な理由を注記すること。</p> <p>様式3 ステップ2及び3におけるコストの分計(ISP接 続機能、レイヤ3接続機能及びレイヤ2接続機能) (単位:円) (略) (注1)機能ごとに作成すること。 (注2)営業コストを接続料原価に算入した場合は、その費用ごとに設備の安定的な運用又は効率的な展開に必要な理由を注記すること。</p>	<p>別表第2の様式2および様式3の注釈へ「営業コストを接続料原価に算入した場合は、その費用ごとに設備の安定的な運用又は効率的な展開に必要な理由を注記すること。」と追記することに賛同します。</p> <p><u>接続ルール答申※に示された「営業費を算入することは適当でない」とする原則を厳守するため、算入される営業コストの適正性検証にあたっては、その検証プロセスおよび結果を公開し、さらなる透明性を確保することが必要と考えます。</u></p> <p>また、今後の検証において、<u>不適切な営業コスト算入への疑念が生じた場合には、「営業費を算入することは適当でない」とする原則を厳格に適用し、限定列挙されている一部営業コストについても接続料原価から除外すべきと考えます。</u></p> <p>※ 「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」 (平成21年10月16日情報通信審議会 答申)</p>

以上